

(介護予防) 地域密着型サービス事業者 様
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 様
居宅介護 (介護予防) 支援事業者 様

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹
(公印省略)

令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第95号)に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知)(以下、国通知)に基づき、下記により必要書類を提出してください。

記

1 令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に関する必要書類の提出について

令和8年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び体制届を併せて提出してください。

	計画書提出期限	体制届提出期限	受付期間
● <u>従前サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年4月15日 (水)	令和8年4月15日(水)	令和8年3月19日(木)から令和8年4月15日(水)まで
● <u>従前サービスと新規サービス</u> を併せて運営している法人			
● <u>新規サービスのみ</u> を運営している法人	令和8年6月15日 (月)	令和8年6月15日(月)	令和8年3月19日(木)から令和8年6月15日(月)まで

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス((介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導)を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。)

※令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日(水)です。

※計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。体制届は、下記早見表の「体制届の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

2 提出方法【電子メールまたは書面】

電子メールでの提出にご協力ください。（書面の場合は1部ご提出ください。）

宛先 北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係

〒398-0002 大町市大町 1058-33 北アルプス市町村会館内

体制届提出早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			体制届の提出 必要有無	
～3月	4～5月	6月～		
I	I	Iイ	○	
		Iロ	○	
II	I	Iイ	○	
		Iロ	○	
	II	Iイ	○	
		IIイ	○	
III	I	Iイ	○	
		Iロ	○	
	II	Iイ	○	
		Iロ	○	
		IIイ	○	
		IIロ	○	
	III	III	Iイ	○
			Iロ	○
			IIイ	○
			IIロ	○
III		×		
IV	I	Iイ	○	
		Iロ	○	
	II	Iイ	○	
		Iロ	○	
		IIイ	○	
		IIロ	○	
	III	III	Iイ	○
			Iロ	○
			IIイ	○
			IIロ	○
		III	○	
IV	×			

3. 留意事項

- ・様式は北アルプス広域連合ホームページへ掲載します。(後日掲載予定)
- ・提出にあたっては、北アルプス広域連合ホームページに掲載の介護職員等処遇改善加算様式を使用してください。
- ・計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者(長野県、市町村・広域連合)に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へそれぞれ提出することとなります。
- ・当広域連合が指定する提出期限に間に合わない場合はご一報ください。
- ・**体制届は、当広域連合指定の事業所のみご提出ください。**

(介護予防) 地域密着型サービス事業者 居宅介護(介護予防) 支援事業者
別紙 3-2「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<(介護予防) 地域密着型・居宅介護支援・介護予防支援>」のみ

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
別紙 36「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」のみ

※提出にあたっては別紙 3-2 及び別紙 36 の記載例をご確認ください。

※必ず 1 事業所につき 1 部 (1 ファイル) ご提出ください。(データで提出する場合、1 つのエクセルファイルに複数の事業所のタブを作成して提出することはご遠慮ください。)

※ファイル名に事業所名を記入してください。

4. その他

- ・令和 8 年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0222 (受付時間：9:00～18:00 (土日含む))

北アルプス広域連合
担当：介護福祉課介護保険係
電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011